

京都市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例 (仮称) 骨子案

1 条例制定の趣旨

- 建設発生土等の土砂による土地の不適正な埋立て等について、本市はこれまで宅地造成等規制法等の既存法令に基づき対処してきました。
- しかしながら、大阪・関西万博関連の建設需要や多発する災害からの復旧需要の増大等に伴い土砂発生量の更なる増加が見込まれるため、不適正な土砂等の搬入の増加を警戒するとともに、土砂の流出、崩壊その他の災害の発生を未然に防ぐ対策が必要です。
- こうした状況の中、京都府においては、不適正な土地の埋立て等を抑止し、生活環境の保全及び災害の防止を図るため、「京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」(以下「府条例」という。)の一部を改正し、不適正な土砂の搬入等に対する「違反行為の即時中止」や「原状回復の確保」に係る措置の強化を図る見直しを行うこととされています。
- 本市においても、同様の措置を講じることが適切であり、そのためには、土砂等による土地の埋立て等の規制に関する新たな条例の整備が必要です。また、条例の制定に当たっては、改正後の府条例との整合性を図り、府条例と同等の抑止力を備えることが望ましいと考えます。
- これらを踏まえ、建設発生土等の土砂による土地の不適正な埋立て等に対する抑止力を一層高め、生活環境の保全及び災害の防止を図るための措置を講じることが目的として「京都市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(仮称)」を制定しようとするものです。

2 条例の概要

(1) 目的

不適正な土砂等による土地の埋立て等を防止し、生活環境の保全及び災害の防止を図ることを目的とします。

(2) 定義

- 土砂等…土砂及び土砂に混入し、又は付着した物(廃棄物を除く。)
- 土地の埋立て等…土地の埋立て(周辺地盤より低い土地に土砂等を投入する行為)、盛土(周辺地盤面より高く土砂等を盛る行為)、その他土地への土砂等の堆積等

(3) 関係者の責務等

- ①土地の埋立て等を行う者（以下「行為者」という。）、②土砂等を発生させる者、③土砂等を運搬する者、④土地の所有者、占有者又は管理者（以下「土地所有者等」という。）、⑤本市、⑥市民のそれぞれの責務等を規定します。

例) 土地の埋立て等を行う者

土地の埋立て等を行う土地の区域の周辺の地域住民の理解を得るよう努めるとともに、当該区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止のために必要な措置を講じなければならない。

(4) 土地の埋立て等の規制

ア 埋立基準に適合しない土地の埋立て等の禁止

すべての規模について、埋立基準（※）に適合しない土砂等を用いた土地の埋立て等を禁止します。

※ 土地の埋立て等に供される土砂等が土壌の汚染を防止するために満たすべき環境上の基準で、土壌の環境基準に準じて定めます。

イ 一定の規模以上の土地の埋立て等の許可

3,000㎡以上の土地の埋立て等を行おうとする者について、市長の許可を受けることを義務付けます。

許可の基準としては、埋立て等に用いる土砂等が埋立基準に適合していること、施工に関する計画が別に定める技術上の基準に適合していること、環境保全等に関する計画が周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止のために必要な措置に関して別に定める基準に適合していることとします。

ウ 住民への計画の周知

周辺住民の不安に対応するため、許可を受けようとする者は、土地の埋立て等の計画段階において、その計画内容を周辺住民に周知するものとします。

エ 展開検査及び土壌調査の義務付け等

許可を受けた者に対し、展開検査（土砂等を一旦平地に展開し、異物の混入の有無を点検する検査）や土壌調査（埋立基準への適合性に係る検査）の実施と市長への報告、また埋立て等の着手、完了等の届出を義務付け、適正な土地の埋立て等が行われていることを確認します。

(5) 規制の実効性を担保するための措置

ア 埋立基準に適合しない土地の埋立て等に対する行政処分

埋立基準に適合しない土砂等による土地の埋立て等が行われているおそれがあると認められる場合、行為者に対し、行為の停止等を命じることができるとともに、埋立基準に適合しない土砂等による土地の埋立て等が確認された場合は、行為者及び関係者（要求した者、依頼した者、唆した者及び助けた者をいう。以下同じ。）に対し、除去等を命じることができます。

イ 無許可の土地の埋立て等に対する行政処分

許可を受けることなく土地の埋立て等が行われた場合や許可の基準に適合しない埋立等が行われた場合は、行為者及び関係者に対し、行為の中止や生活環境の保全

若しくは災害の防止のために必要な措置をとるよう命じることができます。

ウ 災害発生のおそれがある土地の埋立て等に対する勧告

一定規模以上（※）で、災害が発生し人の生命、身体又は財産を害するおそれがあると認められる土地の埋立て等について、行為者、関係者、土地所有者等（不適正な埋立て等が行われていることを知りながら必要な是正措置を講じていない土地所有者等に限る。）に対し、災害防止措置等をとるよう勧告することができます。

※ 高さ1m以上の崖（勾配が30度を超える部分）を生じるもの又は500㎡以上となるもの

エ 土砂等搬入禁止区域の指定

3,000㎡以上、かつ、土地の埋立て等を継続することで、災害が発生し人の生命、身体又は財産を害するおそれがあると認められる場合、埋立て等区域及びその周辺の区域を「土砂等搬入禁止区域」に指定し、何人も同区域への土砂等の搬入を行ってはならないこととします。

オ 報告の徴収、立入検査等の権限

行為者、関係者、土砂等の発生若しくは土地の埋立て等に係る土地所有者等、土砂等の発生者若しくは運搬者に対し、必要な事項について報告を求めることができるとともに、土地の埋立て等に関係のある場所に立ち入り、土地の埋立て等の状況を検査することができます。

カ 公表

条例に違反したことによる行政処分等を行ったとき（ウの勧告を含む。）はその内容を公表（氏名等含む。）します。

キ 罰則の規定

命令違反者、無許可行為者、土砂等搬入禁止区域へ土砂等を搬入した者等に対する罰則を設けます。

(6) 施行期日

令和2年6月1日（予定）

3 今後のスケジュール

別紙1のとおり

スケジュール（案）

年月	環境審議会等
11月5日	環境審議会（諮問）
8日	環境保全基準部会①
	パブリックコメント実施（～年内）
12月	
令和2年 1月	環境保全基準部会②
	環境審議会（答申）
2月	2月市会条例案提案
3月	条例公布
4月	
5月	
6月	条例施行

京都市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（仮称）の概要（骨子案）

目的	○不適正な土砂等による土地の埋立て等を防止し，生活環境の保全及び災害の防止を図る。	
定義	○土砂等…土砂及び土砂に混入し，又は付着した物（廃棄物を除く。） ○土地の埋立て等… 土地の埋立て，盛土その他土地への土砂等の堆積等	
関係者の責務等	○土地の埋立て等を行う者，土砂等を発生させる者， 運搬する者 ，土地所有者等（占有者，管理者を含む。）の責務を規定	
埋立基準に適合しない土地の埋立て等の禁止	○すべての規模について，埋立基準（＝土壤環境基準）に適合しない土砂等を用いた埋立て等を禁止 ○埋立基準に適合しない土砂等による埋立て等のおそれがあるときは，土地の埋立て等を行う者に対し，停止等を命令 ○埋立基準に適合しない土砂等による埋立て等を確認したときは，土地の埋立て等を行う者（ 要求した者，依頼した者，唆した者，助けた者を含む。 ）に対し，土砂等の除去等を命令	
土地の埋立て等の許可等	土地の埋立て等の許可	○3,000㎡以上の土地の埋立て等を行おうとする者については，許可を受けることを義務付け ※3,000㎡未満であっても，隣接地等における土地の埋立てを含め，3,000㎡以上となる場合は許可対象 ※外部からの土砂搬入を伴わない場合等は，許可対象外
	住民への周知	○許可の申請をしようとする者は，その概要について，周辺の地域の住民に対し，必要な周知を図る。
	着手等の届出	○埋立て等に着手したとき，軽微な変更等があったとき，埋立て等を完了・廃止・休止・再開したとき等の届出を義務付け
	展開検査，土壤調査	○搬入した土砂等については，毎回，展開検査し，不適正な土砂等を埋立て等に供してはならない。 ○埋立て等区域内の土壤については，3月ごとに埋立基準への適合状況の調査を義務付け ○展開検査及び土壤調査の結果を3月ごとに市長に報告
	施工管理者，標識，帳簿等	○施工管理者の設置，所定事項を記載した標識の掲示，所定事項の帳簿への記載，帳簿等の備付け・開示等を義務付け
命令，許可取消	○無許可行為につき，土地の埋立て等を行う者（ 要求した者，依頼した者，唆した者，助けた者を含む。 ）に対し，中止や土砂等の除去を命令 ○許可行為における埋立基準違反等につき，土砂等の除去を命令 ○命令違反等は，許可取消	

災害発生防止措置の勧告	<p>○<u>一定規模以上（※）で、災害が発生し、人の生命、身体又は財産を害するおそれがあると認められる土地の埋立て等につき、土地の埋立て等を行った者（要求した者、依頼した者、唆した者、助けた者を含む。）、不適正な土地の埋立て等であることを知りながら是正等の措置を講じていない土地所有者等（占有者、管理者を含む。）に対し、災害防止措置等を講じるよう勧告</u></p> <p><u>※ 高さ1m以上の崖（勾配が30度を超える部分）を生じるもの又は500㎡以上となるもの</u></p>
土砂等搬入禁止区域の指定	<p>○<u>3,000㎡以上、かつ、土地の埋立て等の継続により、災害が発生し、人の生命、身体又は財産を害するおそれがあると認められる場合、土地の埋立て等が行われる土地及び周辺の土地を土砂等搬入禁止区域に指定</u></p>
報告徴収、立入調査	<p>○<u>土地の埋立て等の状況等について、土地の埋立て等を行う者（要求した者、依頼した者、唆した者、助けた者を含む。）、土砂等の発生若しくは土地の埋立て等に係る土地所有者等（占有者、管理者を含む。）、土地の埋立て等に用いる土砂等を発生させる者若しくは運搬する者</u>に対する報告徴収や立入検査を行う権限を規定</p>
公表、罰則	<p>○<u>条例違反による行政処分等（勧告を含む。）の内容を公表</u></p> <p>○<u>無許可行為、命令違反、土砂等搬入禁止区域への土砂等の搬入等</u>に対して罰則を適用</p>

※下線部（網かけなし）は府条例改正部分で本市条例においても同様の規定を定めるもの、下線部＋網かけありは本市条例独自部分